

## 第63回 社会を明るくする運動

### ～犯罪や非行を防止し、 立ち直りを支える地域のチカラ～

7月は、社会を明るくする運動強調月間です。  
この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人  
たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの  
立場で力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全  
国的な運動です。

**問合せ** さいたま保護観察所 企画調整課内  
☎ 048-861-8287

## 「愛の募金運動」に ご協力をお願いします

埼玉県更生保護女性連盟・小川地区  
更生保護女性会では、法務省主唱の「社  
会を明るくする運動」期間中に「愛の  
募金運動」を行っています。

愛の募金を通して更生保護施設への  
助成、愛の図書配布、DV被害者への  
支援等の資金的な援助を行っています。  
活動の趣旨をご理解いただき、ご支援・  
ご協力をお願いします。

## 自転車の盗難が増えています！

手軽に利用できる自転車ですが、管理も簡単になりがちです。残念ながら人の自転車を「軽い気持ちで」盗んでしまふ人もいます。短時間の駐輪であっても、忘れずに必ず鍵をかけましょう。

### <自転車を盗まれないための防犯対策第3か条>

#### その1 どんな場所でも鍵をかける

自転車が盗まれる被害のうち、鍵をかけずに盗まれた被害が全体の半分です。自宅でも盗まれます。どんな場所でもちよっとの間の買い物でも、必ず鍵をかける習慣をつけましょう。

#### その2 ワイヤー錠で二重ロック

自転車には、盗まれやすい鍵がついている自転車もあります。ワイヤー錠で二重ロックすると、盗まれにくくなります。

#### その3 路上に放置しない

路上に放置された自転車は、泥棒から見れば「盗んでくれ」と言っているようなものです。ちゃんと駐輪場に停めて、盗まれないようにしましょう。



## 戦争に関する資料を集めています

戦争を経験された方も高齢化を迎え、当時の様子を知るすべが少なくなってきております。未来を担う若い世代に伝えていくとともに、町民が平和に対する意識を高めることができるよう、9月に「原爆写真・パネル展」を開催します。パネル展示のほか、皆さんから貴重な資料をお借りし展示したいと考えています。

### 募集内容

- ◆日常生活用品（戦地と家族の間でやり取りされていた手紙やはがき）
- ◆学徒勤労動員や学校に関する資料（名札・腕章・身分証・動員先で使用した工具・学生服・習字・絵・プリント類・学用品）
- ◆防空活動に関する資料（消火器具・警防団関連用品・防空頭巾・かぶと・とび口・懐中電灯）
- ◆軍装品・軍隊生活用品（召集令状・軍隊手帳・各種証明書類・投下ビラ・軍服・千人針）など

※活用方法は、嵐山町に一任ください。

お貸しいただける場合は、7月25日休までに役場総務課にご連絡ください。詳しいお話をうかがわせていただきます。また、ご連絡いただいた方が多かった場合等は、検討させていただくこともございますのでご了承ください。

**連絡先** 総務課庶務・人事担当 ☎ 62-2151

嵐山町平沢土地区画整理組合にて事業の施行に関して書類を送付しましたが、送付すべき住所を確認することができませんでした。土地区画整理法では、書類の内容を町の定期刊行物に掲載すると同時に、事業施行地区内に掲示して公告することをもって送付にかえることができるため、次のとおり掲載します。

## 公 告

次の表の左欄に記載する者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第2項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確認することができないので同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容をそれぞれ当該下欄のとおり公告する。

平成25年 7月 1日

東松山都市計画事業嵐山町平沢土地区画整理事業  
施 行 者 嵐山町平沢土地区画整理組合  
代 表 者 理事長 奥平 武治

書類の送付を受けるべき者		通 知 の 内 容
氏 名	住 所	
工藤三郎	板橋区東新町一丁目12番地	従前の宅地：嵐山町大字志賀字金平526番地11 176㎡ 嵐山町大字平沢字金井254番地107 91㎡ 仮換地：10街区2画地 229㎡ 仮換地の使用収益開始日：平成25年5月23日
吉沢 清	新宿区若葉一丁目4番地	従前の土地：嵐山町大字志賀字金平526番地17 213㎡ 仮換地：10街区1画地 195㎡ 仮換地の使用収益開始日：平成25年5月23日

担 当 まちづくり整備課 区画整理担当 内線 286・287

## 都市計画に関する公聴会開催のお知らせ

埼玉県が決定する次の都市計画の変更案を作成するにあたり、住民の皆さんからご意見をいただくため、公聴会を開催します。

**日時** 8月2日(金)、15時00分～

**場所** 東松山市総合会館 4階多目的ホール

**内容** 東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

### ○都市計画の変更の構想（原案）の閲覧

**期間** 7月2日(火)～7月17日(水) ※土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

**場所** 埼玉県都市計画課、東松山市まちづくり住宅課、滑川町建設課、嵐山町まちづくり整備課、吉見町まち整備課、埼玉県東松山県土整備事務所

**内容** 東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更原案

### ○公述（公聴会で意見を述べること）の申し出

**対象** 東松山市、滑川町、嵐山町及び吉見町に住所を有する個人及び法人

**提出方法** 7月17日(水)午後5時15分までに閲覧場所にある公述申出書に必要事項を記入の上、直接または郵送（必着）で、嵐山町まちづくり整備課（〒355-0221 嵐山町杉山1030-1）または埼玉県都市計画課（〒330-9301所在地 記入不要）まで。なお、埼玉県電子申請届出サービスによる提出もできます。（届出サービスの詳細は、埼玉県都市計画課ホームページに記載）

※公述希望者が多い場合は、公述人を選定することがあります。

※公述人一人あたりの公述時間は、おおむね10分以内となります。

※申し出がない場合は、公聴会は中止となります。

※傍聴を希望する方は、7月26日(金)以降に嵐山町まちづくり整備課にお問い合わせください。

○問合せ 埼玉県都市計画課 ☎048-830-5341 嵐山町まちづくり整備課 ☎62-0721

※変更原案については、7月2日(火)から埼玉県都市計画課ホームページ<http://www.pref.saitama.lg.jp/site/toshikeikakunosintyoku/>又は嵐山町ホームページからもご覧になれます。